

## 社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査の民間開放について(案)

## 【民間競争入札とする理由】

- 平成19年6月7日の第3回統計調査分科会に提出した「統計調査業務の民間開放に向けた具体的方策の検討について」において、社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査については、平成20年度は、国直轄の郵送で実施している部分について、公共サービス改革法の対象として実施するとともに、地方公共団体に委託している部分を国の事務に引き上げることについても検討を行う、平成21年度は、検討結果を踏まえ、地方公共団体に委託している部分を国の事務に引き上げ、公共サービス改革法の対象調査として実施することとしている。

公共サービスの実施に関し、「民間が担うことができるものは民間にゆだねる観点」から見直すこととする公共サービス改革法の趣旨を踏まえ、これらの業務を民間に委託することにより、民間事業者の実施状況、コストを把握して、他の統計調査の民間開放の検討の参考とするためには、民間競争入札で行うことが適当と考えている。

## 【入札の対象範囲】

- 「社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査」の民間事業者を活用する業務の範囲は、調査票等の送付、調査票の回収・受付、督促、照会対応（以上については地方公共団体に委託する部分を除く）、調査対象名簿のマッチング等、個票審査、データ入力とする。（別紙参照）
- 統計調査業務のうち、国の政策立案と直結する調査内容、調査方法の策定等調査の企画業務、最終的な結果表の審査及び公表に係る業務（分析を含む。）、また、統計の質の維持・向上を図るために必要な民間事業者への指導・監督などのモニタリング業務及び事業内容に対する評価・改善業務等については、国が行うべき業務として実施する予定。

## 【入札等の実施予定時期】

- 平成20年4月目処に入札公告し、平成20年7月から落札者による事業を実施する予定。

## 【契約期間】

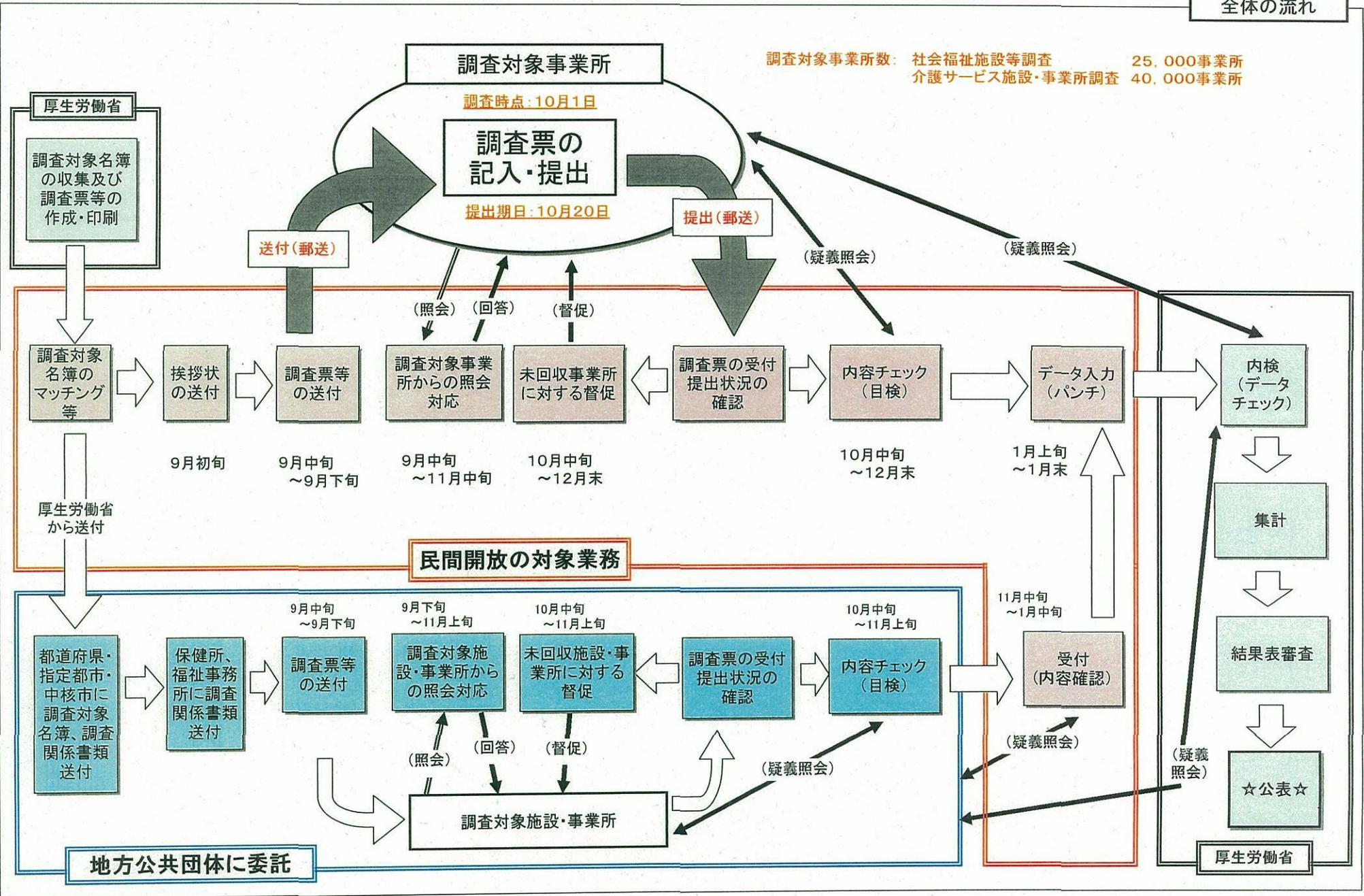
- 社会福祉施設等調査は、全国の社会福祉施設等を対象、また、介護サービス施設・事業所調査は、全国の介護サービス施設・事業所を対象として実施している承認統計調査である。両調査においては、平成20年度は国直轄調査分（厚生労働省からの郵

送分)のみを民間開放の対象としており、次年度以降、現在、地方公共団体で実施している部分の拡充を行う予定であること、また、大規模な統計調査について民間事業者の活用に生じる問題点を整理し、次年度以降にその反省点を踏まえて再検討する必要があることから、初年度の調査に関しては単年度契約とすることが妥当と判断している。

(なお、平成21年度調査については、平成20年度調査の実績が出ていない段階で契約期間を判断する必要があるので、複数年度契約とすることを含め、契約期間をどうするかについては来年の12月までに検討してまいりたい。)

—社会福祉施設等調査、介護サービス施設・事業所調査の流れ図(実施方法)(案) (平成20年度)—

全体の流れ



## 社会福祉施設等調査の概要

調査の概要：全国の社会福祉施設等の数、在所要者数、従事者数の状況等を把握するため、毎年行っている調査。3年に1回は施設の設備・機能等を詳細に把握する精密調査を、中間の2年は基礎的事項のみ把握する簡易調査を実施。

調査の期日：毎年10月1日

調査の事項：

- ① 法人名
- ② 施設・事業所の名称
- ③ 施設・事業所の所在地、郵便番号、電話番号
- ④ 施設の活動状況
- ⑤ 施設の設置主体・経営主体
- ⑥ 施設の定員及び在所要者数
- ⑦ 施設の年齢階級別在所要者数
- ⑧ 施設・事業所の職種別従事者数（常勤・非常勤）
- ⑨ 事業所の経営主体
- ⑩ 事業所における事業の状況（事業所名、事業開始年月、活動状況）
- ⑪ 事業所におけるサービスの提供状況（定員、介護保険法による指定の有無、営業日数、9月中の利用実人員・利用延人数）

調査対象：全国の社会福祉施設等、障害者自立支援法による障害福祉サービス事業所

調査対象数：

社会福祉施設等 約 68,000 施設

障害福祉サービス事業所 約 28,000 事業所（うち本省直接郵送分は約 25,000 事業所）

調査の方法：

施設票は、福祉事務所を通じて調査票を配付し、施設管理者が調査票に記入する。

事業所票は、厚生労働省から障害福祉サービス事業所へ直接郵送し、事業所管理者が調査票に記入する。

調査の実施経路：

厚生労働省 — 都道府県・指定都市・中核市 — 福祉事務所 — 社会福祉施設

厚生労働省 — 障害福祉サービス事業所

予算額：35,172千円（平成19年度）

## 介護サービス施設・事業所調査の概要

調査の概要：全国の介護サービスの提供体制、提供内容等を把握するため、毎年行っている調査。

調査の期日：毎年10月1日

調査の事項：

- ① 法人名、施設名
- ② 施設の所在地、郵便番号、電話番号
- ③ 施設の開設主体・経営主体
- ④ 施設の定員・居室の状況
- ⑤ 施設の居住費の状況
- ⑥ 施設サービスの状況
- ⑦ 施設の食費の状況
- ⑧ 施設の職種別従事者数（常勤・非常勤）
- ⑨ 法人名、事業所名
- ⑩ 事業所の所在地、郵便番号、電話番号
- ⑪ 事業所における事業の状況（事業所名、事業開始年月、活動状況）
- ⑫ 事業所の経営主体
- ⑬ 事業所の区分・形態
- ⑭ 事業所におけるサービスの提供状況（定員、9月中の利用実人員、利用延人員）
- ⑮ 事業所におけるサービスの提供体制
- ⑯ 事業所の職種別従事者数

調査対象：全国の介護保険施設、介護保険法による居宅サービス事業所

調査対象数：

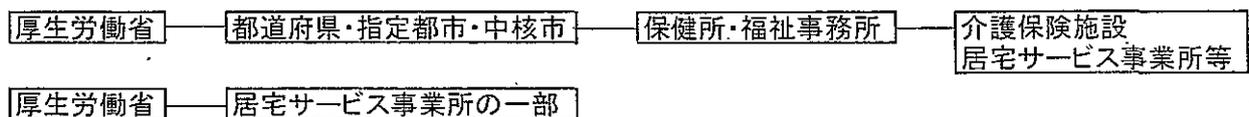
介護保険施設 約 13,000 施設

居宅サービス事業所 約 85,000 事業所（うち本省直接郵送分は約 40,000 事業所）

調査の方法：

施設票及び事業所票は、福祉事務所・保健所を通じて調査票を配付し、施設・事業所管理者が調査票に記入する。ただし、居宅サービス事業所等の一部については、厚生労働省から直接郵送し、事業所管理者が調査票に記入する。

調査の実施経路：



予算額：75,493千円（平成19年度）